



くすい箱

発行

桐生厚生総合病院 薬剤部

発行責任者 河井 利恵子

編集担当者 矢古宇 由佳

大手 直樹

第 57 回目のテーマは、「一般用医薬品について」です。

多くの方がご自分の健康状態にあわせてお薬を購入されたことがあると思います。

病院や診療所では処方箋がなければお薬はもらえませんが、薬局・薬店・ドラッグストアなどでは処方箋なしでお薬を購入できます。

今回はそのような薬局・薬店・ドラッグストアなどで購入できるお薬についてお話していきます。

薬局・薬店などにはどのようなお薬がありますか？

処方箋なしに自分で選んで買うことができるお薬には「一般用医薬品」と「要指導医薬品」の2種類があります。これらは市販薬、大衆薬、OTC 医薬品などとも呼ばれます。OTC は英語の「Over The Counter : オーバー・ザ・カウンター」の略で、カウンター越しにお薬を販売するかたちに由来しています。それぞれ販売時の陳列や対応する専門家、情報提供の仕方が決められています。

① 一般用医薬品について

年齢も体質も違う様々な人が使えるように、効き目を調節してより安全性を高めてつくられ、副作用などのリスクの程度によって、「第 1 類医薬品」「第 2 類医薬品」「第 3 類医薬品」に分類されています。

第 1 類医薬品

副作用、相互作用などの項目で安全性上、特に注意が必要なもの。

一部の胃薬や毛髪用薬などが該当し、必ず薬剤師の説明を聞いてから購入するように、すぐには手の届かない場所に陳列されています。書面による情報提供が義務付けられています。

第 2 類医薬品

副作用、相互作用などの項目で安全性上、注意が必要なもの。

主なかぜ薬や解熱剤、鎮痛剤など日常生活で必要性の高い製品が多くあります。

薬剤師または登録販売者からの情報提供は努力義務となっています。

第 3 類医薬品

副作用、相互作用などの項目で第 1 類医薬品や第 2 類医薬品に相当するもの以外の一般用医薬品。

ビタミン剤、整腸剤などが該当します。

第 1 類



第 2 類

第 3 類



出典：政府広報オンライン

② 要指導医薬品について

要指導医薬品は処方箋に基づいて調剤される医療用医薬品から一般用医薬品に移行して間もなく、リスクが明らかになっていないものです。慎重に販売する必要があることから、販売に際して、薬剤師が対面で書面にて説明を行うこととされています。

原則 3 年の安全性調査を行い、安全性が確認されれば一般用医薬品に移行します。

	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
リスクの程度	 高  副作用などにより、日常生活に支障をきたす程度の健康被害を生じるおそれがあり、特に注意が必要なもの。	副作用などにより、日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生じるおそれがあるもの。	 低 第1類、第2類以外のもの。
医薬品の例	H2ブロッカーを含む一部の胃薬、毛髪用薬など	かぜ薬、解熱鎮痛薬、胃腸薬など	ビタミン剤、整腸薬など
対応する専門家	薬剤師	薬剤師または登録販売者	薬剤師または登録販売者
専門家による情報提供	義務	努力義務	—

購入する商品がどのリスク分類にあてはまるものなのか分かるように、外箱などにリスク分類が表示されています。



登録販売者とは？

薬剤師は全ての分類の医薬品に対応できますが、一般用医薬品のうち、第2類・第3類医薬品については登録販売者という、都道府県の行う試験に合格し、登録を受けた方でも対応できます。ドラッグストアなどで見かけたことがあるかと思いますが、登録販売者と記載された名札を着用しています。



一般用医薬品、要指導医薬品の販売方法について

薬局・薬店・ドラッグストアで購入できますが、他に一般用医薬品は一定の条件の下、インターネット等での通信販売が認められています。しかし、要指導医薬品は薬剤師が対面で情報提供や指導を行うこととされ、インターネットなどでの販売はできません。

インターネット販売における注意点

実際の店舗があり、薬局や店舗販売業の許可を持った販売業者が、一般用医薬品のインターネット販売を行うことができます。

インターネット上には、一般用医薬品の販売許可を得ていない違法な販売サイトや、偽造医薬品を販売しているサイトなどもあり、それらによる健康被害や消費者トラブルも発生しています。価格の安さや薬の効果などを強調する広告に惑わされず、安全な医薬品を、安心できる販売サイトから購入するようにしましょう。

厚生労働省のホームページに一般用医薬品の販売サイトが掲載されていますので、購入しようとする販売サイトが掲載されているか確認しましょう。

一般用医薬品、要指導医薬品購入時の注意

病院等でもらう処方薬(医療用医薬品)と薬局・薬店で購入する要指導医薬品、一般用医薬品を一緒に服用(使用)することでお薬の効き目が弱くなったり、強くなりすぎたりなど、思わぬ副作用が現れることもあるため注意が必要です。

併用する場合は医師・薬剤師に相談し、服用(使用)しているものがあれば必ずお薬手帳に書いておくようにしてください。

《参考》政府広報オンラインHP 暮らしに役立つ情報 医薬品のネット販売を安心して利用するために
 厚生労働省HP 医薬品の販売制度、第一三共ヘルスケアHP、タケダ健康サイト

今回は、“女性ホルモンの薬”をテーマに2020年12月発行予定です。